

千葉市公告第703号

千葉都市計画地区計画の変更の案を作成するので、千葉市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和59年千葉市条例第25号)第2条の規定により、次のとおり公告し、その原案を縦覧します。

なお、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項に規定する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに千葉市長に意見書を提出することができます。

令和元年9月17日

千葉市長 熊谷俊人

1 都市計画の種類及び名称

千葉都市計画地区計画 蘇我副都心臨海地区地区計画

2 都市計画を定める土地の位置及び区域

千葉市中央区川崎町、寒川町2丁目、寒川町3丁目、稲荷町、稲荷町2丁目、稲荷町3丁目、今井1丁目、今井2丁目、今井3丁目、蘇我1丁目、蘇我2丁目及び蘇我町2丁目の各一部

3 縦覧期間

令和元年9月17日から10月1日まで
ただし土、日曜日、祝日を除く

4 縦覧場所

千葉市中央区千葉港2番1号
千葉中央コミュニティセンター3階 都市計画課